

都市計画道路 近鉄郡山駅歩行者専用道の変更理由書

1. 路線の概要

都市計画道路 近鉄郡山駅歩行者専用道「以下「当該路線」という。」は、起点を大和郡山市南郡山町、終点を大和郡山市南郡山町、主な経過地を大和郡山市朝日町とし、幅員4m、延長約70m、構造形式が地表式、近鉄橿原線と立体交差1箇所の特種街路である。

当該路線は、令和7年3月18日の告示をへて、都市計画決定されたものである。

2. 都市計画道路変更の内容

(1) 変更の理由

当該路線は、近鉄郡山駅周辺地区における交通結節機能の強化を連携し、駅利用者の利便性を高めると共に駅周辺の混雑緩和と歩行者通行の分散を行い、安全な歩行者の交通導線を確保するため、都市計画道路として、都市決定を行ったものである。

令和7年度に近畿日本鉄道株式会社が駅舎、大和郡山市がデッキ・東西の駅前広場及び当該路線の基本設計を実施し、設計内容の検討を行った結果、駅利用者の垂直導線を短縮し、移動の円滑化を図る観点から、近鉄橿原線を跨ぐ自由通路部分を北側へ移動させる区域変更を行うものである。

また、新駅西側においては、当該路線を北側へ移動することにより、広場と自由通路との乗降エリアの区域変更、新駅東側においては、障害者の駐車スペースをデッキ下で確保することに伴う、デッキの形状・EV及び階段の位置の変更による区域変更を行うものである。

(2) 変更の内容

8・7・301 近鉄郡山駅歩行者専用道において、以下の変更を行う。

- ・区域変更を行うもの。